

千葉市公告第186号

平成30年度及び平成31年度において、千葉市が発注する小規模修繕の受注希望者の登録並びに資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告します。

平成30年3月19日

千葉市長 熊谷俊人

1 定義

小規模修繕とは、技術的内容が軽易かつ履行の確保が容易な施設等の修繕で、機能回復を目的として修繕料等で執行されるもののうち、予定価格が100万円以下のものとする。

2 登録することができる者

登録することができる者は、千葉市内に本社若しくは本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第2条に定める事項に該当する者
- (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (3) 千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (4) 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (5) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
- (6) 千葉市の入札参加資格を有している者。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下で、申請日から過去2年間に本市と100万円以下の小規模修繕の元請け実績がある者は除く。
- (7) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

3 対象となる契約

対象となる契約は、小規模修繕のうち、次表に掲げる種別に該当するものとする。

屋根・壁・金物	塗装・防水	左官	建具	大工・内装
畳	ガラス	錠鍵	空調設備	ガス設備
給排水・衛生設備	電気設備	通信設備	防災設備	その他

4 審査基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

5 資格審査の申請方法及び申請時期

(1) 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者は、千葉市小規模修繕業者登録申請書に必要書類を添付し、申請期間内に市長に提出しなければならない。

なお、申請にあたっては、千葉市小規模修繕業者登録申請の手引き（以下「手引き」という。）を熟読の上、行うこと。

(2) 資格審査の申請時期

平成30年4月16日（月）から平成32年2月14日（金）まで

ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 申請書類の提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5090

6 申請書類等の入手先

申請書類の様式及び手引き等は、千葉市契約課ホームページ（<http://www.city.chiba.jp/zai-seikyoku/shisan/keiyaku/index.html>）よりダウンロードするか、又は同課において交付するものとする。

7 資格審査の結果の通知及び名簿の登載等

(1) 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、千葉市小規模修繕業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

(2) 審査の結果については第5号の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

(3) 名簿の登載日は、申請期間中の毎月15日を締切日とし、締切日までに申請書類を提出し、かつ、資格審査が完了した者について、翌月の1日付けで名簿に登載するものとする。

なお、15日が千葉市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日の場合は、その直前の開庁日を締切日とする。

(4) 名簿の有効期間は、名簿登載日から平成32年3月31日までとする。ただし、次期の名簿が作成されるまで延長することができるものとする。

(5) 名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、千葉市契約課ホームページ及び同課における閲覧により公表するものとする。

8 変更及び廃止届出

登録者は、登録事項に変更又は廃止等が生じた場合は、千葉市小規模修繕業者登録事項変更・廃止届に必要な書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

なお、書類の提出先は5（3）と同様とする。

9 登録の取り消し等

(1) 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

ア 2の第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合

イ 登録に係る営業を廃止した場合

ウ 名簿から抹消を申し出た場合

エ 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合

オ 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

(2) 市長は、登録者が、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）の規定に該当した場合は、準じた措置を行う。

10 千葉県警察本部への情報提供、照会等

- (1) 申請者に関する情報については、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を同条に規定する市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。
- (2) 千葉県警察本部からの情報提供により、登録者が千葉市入札契約に係る暴力団排除措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。

1.1 その他

小規模修繕契約に係る業者選定に際しては、名簿の登録者に見積に参加する機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定業者を名簿の登録者に限定するものではない。